

日卸連発第 91 号

平成 27 年 8 月 13 日

会員代表者（理事長・会長）殿
会員構成員企業代表者殿

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢
(公 印 省 略)

消費税表示カルテルの徹底について(お願い)

日頃、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきましては、昨年 3 月 12 日に本表示カルテルの実施について会長声明（別紙 1）を発出し、3 月 17 日にその旨を関係団体にお知らせ（別紙 2）いたしました。その後、取引先に対する本カルテル実施の案内文書（別紙 3）を会員構成員企業にお配りし、10 月 1 日からスタートしたところです。

本年 4 月以降、多くの医療機関・薬局との価格交渉が行われていますが、昨年 10 月以降に行われた半年契約の価格交渉状況についてのアンケート結果をみると、表示カルテルが徹底されているとはいえない状況にあります。

今般の表示カルテルは、今後、消費税率の引き上げが実施されることが予定される中で、医薬品の価値に見合った価格交渉を行うには、税抜納入見積価（見積価）を薬価から消費税相当額を控除した額（本体薬価）からの値引率（対本体薬価値引率）を基に提示することが適切であり、取引の透明性を確保することになるとともに、妥結価格に消費税を乗せる方法を探ることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁が確保されることになるとの考え方から、「消費税転嫁対策特別措置法」の規定に基づき実施したものです。

※本表示カルテルの実施期間は、当初、「消費税転嫁対策特別措置法」の失効期限である平成 29 年 3 月 31 日までとされておりましたが、その後、同法の失効期限が平成 30 年 9 月 30 日まで延長されたため、本表示カルテルの実施期間も平成 30 年 9 月 30 日まで延長されました。

つきましては、既にお配りしたリーフレット「消費税と薬価の制度について」や「消費税表示カルテルの実施について」（別紙 3）を、取引先へのご説明の際にご活用いただき、本表示カルテルの趣旨を必ずご説明のうえ、理解を得られるようご尽力下さいますようお願いいたします。

価格提示の際には、今回お示しする見積書「モデル：表示カルテル対応版」（別

紙4)をご参考にさせていただきますようお願いいたします。医療機関の中にはシステム対応ができていない等の理由で、従来の値引率（対薬価値引率）を基に価格提示をするよう要求されることもあるとは思いますが、その際でも、表示カルテルに沿った価格提示（対本体薬価値引率を基に表示する価格の提示）をした上で、従来の価格（対薬価値引率を基に表示する価格）を併記していただきますようお願いいたします。

平成26年3月12日

消費税の表示カルテルの実施について（会長声明）

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

本年4月1日に薬価基準が改正され、同時に消費税の税率が5%から8%に引き上げられる。薬価の算定に当たっては、消費税相当額が加算されている。

一方、当連合会は平成19年の流通改善懇談会の緊急提言の実現を医療用医薬品の「流通改革」として位置付け、その実現に邁進してきた。流通改革の主たる目的は価値に見合った市場価格の形成であり、その前提条件となる単品単価取引の励行が必要である。

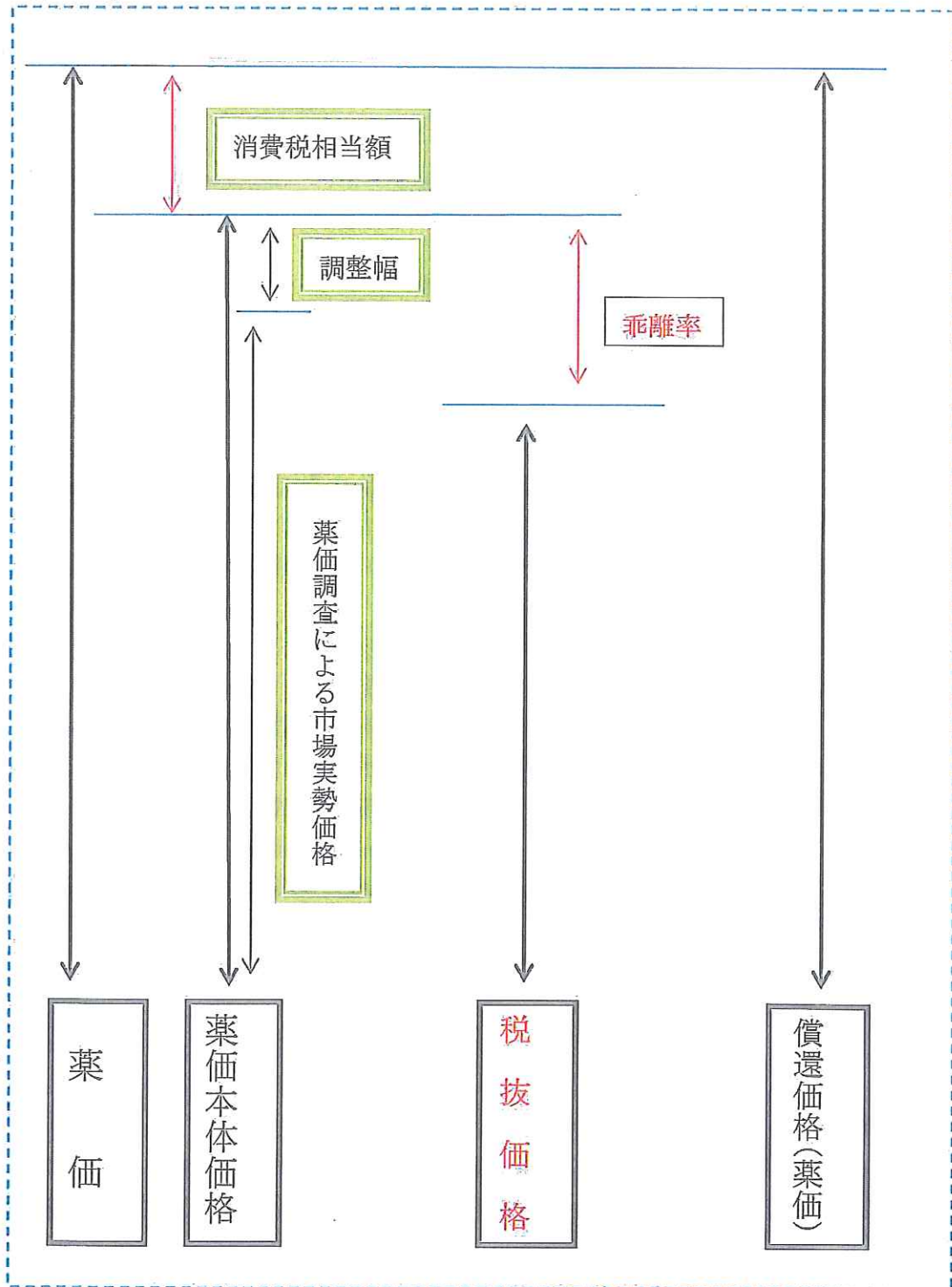
しかし、医薬品の価格交渉において、薬価を基準とした場合、消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品の本来の価値に見合う価格が不鮮明になる。従って、薬価から消費税相当額を控除した薬価本体価格を基準として価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましい。即ち、薬価本体価格と消費税相当額を「見える化」し、価格交渉を行うことが望ましい。

当連合会は、以上の観点から、消費税の転嫁と流通改革の定着の取組みとの整合性を考慮し、下記により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）第12条の規定に基づき、同条第2号の共同行為（以下「表示カルテル」という。）を実施することとする。

記

- 1 表示カルテルの具体的内容は、次のとおりとする。
 - ① 医療機関又は薬局と医薬品の価格交渉を行う際、税抜価格を提示する。
 - ② 税抜価格は、薬価から薬価に加算されている消費税相当額を控除した額（以下「薬価本体価格」）との乖離率を明らかにした価格とする。
例）〇〇円：薬価本体価格から△%乖離する価格
- 2 表示カルテルの実施期間は、医療機関・薬局に対する周知等の準備期間を考慮し、本年10月1日から平成29年3月31日までとする。

(参考 1)



*薬価本体価格 = 薬価 × 100 / 108

*乖離率は、今後の価格交渉においては、「本体薬価差」という。

(参考2)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税
の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

第5章 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

第12条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りではない。

一 (略)

二 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税について表示の方法の決定に係る共同行為



日卸連発第 224号

平成26年 3月 17日

(別記) 殿

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

消費税表示カルテルの実施について

日頃、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられますが、当連合会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法第12条の規定に基づき、去る3月12日に公正取引委員会に表示カルテルの届出をいたしましたのでご連絡いたします。

なお、本表示カルテルの実施は、お得意先へのご説明、医薬品卸業界内の周知徹底、社内システムの変更等に要する時間を勘案し、本年10月1日から平成29年3月31日（同法が効力を失う日）までの期間であることを申し添えます。

また、本表示カルテルにつきましては、同日付で別紙のとおり声明を公表いたしましたので、ご了解下さいますようお願い申し上げます。

注) その後、同法の失効期限が平成30年9月30日まで延長されたため、本表示カルテルの期間も平成30年9月30日まで延長されました。

(別記)

独立行政法人 国立病院機構理事長
国家公務員共済組合連合会理事長
公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会会長
一般社団法人 日本病院会会長
公益社団法人 全日本病院協会会長
一般社団法人 日本医療法人協会会長
公益社団法人 日本精神科美容院協会会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会会長
一般社団法人 日本私立医科大学協会会長
日本赤十字社社長
社会福祉法人 恩賜財団済生会理事長
全国厚生農業協同組合連合会理事長
公益社団法人 日本薬剤師会会長
一般社団法人 日本保険薬局協会会長
日本製薬団体連合会会長
日本製薬工業協会会長
日本ジェネリック製薬協会会長

消費税表示カルテルの実施について

平成26年4月から、消費税率が5%から8%に引き上げられました。このことに伴い、当連合会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法」第12条の規定に基づき、公正取引委員会に表示カルテルの届出をし、承認のうえで同年10月1日から実施しております。

表示カルテルは、価格交渉を行う際の価格提示に関するもので、その具体的内容は次のとおりです。

- ① 医療機関又は保険薬局と医療用医薬品の価格交渉を行う際、税抜価格を提示する。
- ② 税抜価格は、薬価から薬価に加算されている消費税相当額を控除した額(薬価本体価格)からの値引率(本体薬価差率)を明らかにした価格とする。

薬価本体価格の算定方法は、消費税率が8%の場合、

$$\text{薬価本体価格(包装単位)} = \frac{\text{薬価(包装単位)} \times 100}{108}$$

とします。 ※端数は1円未満を四捨五入。

なお、従来の薬価に代えて薬価本体価格を基準とするのは、薬価を基準とした場合、消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品本来の価値に見合った価格が不透明になるため、今後、消費税率が更に引き上げられた場合、不透明さが益々顕著になっていくことが想定されます。そのような中で、薬価本体価格を基準として価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましいと考えるからです。

お客様各位におかれましては、表示カルテルの趣旨を是非ともご理解いただき、その円滑な運用にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年〇〇月

お客様各位

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

見積書(モデル：表示カルテル対応版)

御 中

※公正取引委員会了承済

会社名
部署名
住所

合計金額

電話
F A X

※別途消費税がかかります

メーカー	商品名	規格	薬価 (包装単位)	本体薬価 (包装単位)	見積価	対本体薬価 値引率	数量	計	対薬価値引率
要記入	要記入	要記入	要記入	要記入	要記入	要記入	要記入	要記入	任意
	計								

備考

注)本見積書は、表示カルテル対応版としてのモデルであり、個々の商取引を拘束するものではない。
 本体薬価 = 薬価×100/108 端数は1円未満を四捨五入。
 対薬価値引率は、ユーザーから要望があった場合に表示する。